平成２５年（フ）第３０１号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目38番地
破産者　島田喜代志
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３１７号
金沢市入江２丁目333番地
破産者　奥野　健一
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３２８号
金沢市玉鉾２丁目422番地　ＲＨアスペア610号、従前の住所金沢市八日市出町477番地３
破産者　中村　　勇
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７号
静岡県富士市伝法878番地、前住所静岡県富士市鵜無ヶ淵483番地の83
破産者　山本　幸子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５６７号
静岡県沼津市東椎路1244番地の１、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市見付4187番地38
破産者　内山　　進
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
静岡県浜松市南区河輪町776番地
破産者　大杉　恒夫
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県高砂市伊保２丁目４番12―103号スマイル伊保Ⅲ棟、開始決定時の住所兵庫県加西市北条町西高室593番地の59
破産者　串田　一裕
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第３９９号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目61番地、開始決定時の住所愛媛県松山市古三津６丁目12番19号
破産者　岩本武こと　郭　　永武
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４００号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目61番地、開始決定時の住所愛媛県松山市古三津６丁目12番19号
破産者　岩本圭子こと　洪　ケイ子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０５号
愛媛県松山市中央１丁目９番18号　メゾン・ド・メール204号
破産者　村田　佳郎
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１４号
福岡県大牟田市日出町１丁目１番地１　エバーライフ新栄町駅前参番館703号
破産者　藤吉　博保
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第９号
長崎県対馬市峰町佐賀501番地４
破産者　阿比留哲也
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
埼玉県川口市大字安行慈林226番地の81
破産者　鈴木　　操
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
北海道苫小牧市啓北町２丁目10番12号　啓北荘12号
破産者　菅野　清司
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１２８号
北海道勇払郡安平町追分花園３丁目123番地
破産者　高橋　征男
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９１号
富山県富山市栄町１丁目６番12―201号　アビアント栄町、開始決定時の住所富山県高岡市丸の内４番33号
破産者　水上　恭一
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１１６号
富山県高岡市野村1158番地１　クオレールⅡＤ203号、開始決定時の住所富山県高岡市姫野35番地１　フローラＢ101号
破産者　和久井俊昭
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部